

精神障害者の権利擁護

一般社団法人安田博愛会 安田病院

相談室 小島 彩

権利擁護とは・・・？

- ▶ 権利擁護とは、皆があたりまえに持っている権利が侵害されないように守ることであり、それらが行使できるよう支えたり、代わりに声を上げたりすることを指します。
- ▶ 医療や福祉などの現場では、権利擁護の重要性が増しています。



なぜ、権利擁護が必要なのでしょう？

- ▶ 精神障害を持つ方々は、誤解や偏見から様々な場面で不当な扱いを受けやすく、差別や虐待、不当な扱いを受けることがあります。しかし、それを訴えることができなかったり、仕方がないことだと諦め、我慢してしまうことがあります。
- ▶ そのため、誰もが本来持っている権利を守り、行使できるように支援することが必要です。
- ▶ 医療福祉の現場では、判断能力が不十分な方や社会的に弱い立場の方が不利益を受けないよう支援する必要があります。

⇒ 本人を守ることだけでなく『自己決定を支える』ことが大切です。

精神保健福祉法改正との関係

精神障害者の福祉や権利保護を強化することを目的とし、特に「精神疾患を抱える人々の人権尊重」と「地域社会での支援強化」に関する取り組みが強調されています。

▶ 改正のポイント

①入院期間の法定化

→入院患者さんの権利を擁護する為、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

▶ ②入院者訪問支援事業

→患者さんの権利擁護を目的とし、安心感や孤独感や自尊心の低下を軽減し、自己肯定感の回復を図る。

▶ ③虐待の通報制度

→医療機関で働くからの患者さんに対する虐待について、都道府県への通報制度ができた。

▶ ④地域生活への移行の促進

→退院後生活環境相談員が、措置入院の場合でも必ず選任される。

措置入院・医療保護入院どちらの場合でも、地域援助事業者の紹介を受けれる。

参考・引用文献

- ▶ 厚生労働省 『精神保健福祉法改正関係』
- ▶ 仙台市権利擁護センター ホームページ
- ▶ 全国社会福祉協議会 ホームページ
- ▶ 日本精神保健福祉士協会 ホームページ

